

## 大阪市立阿倍野スポーツセンター優先利用における実施要項

この要項は、区民の健康と体力づくりの場としてのスポーツセンターの有効利用と、優先利用団体による区民スポーツ活動の普及・促進に役立てるよう定めるものとする。

また、一般利用者との公平性・公正性が求められていることから、『大阪市立阿倍野スポーツセンター運営協議会規約』及びこの実施要項により、優先利用団体の推薦及びスケジュールの利用方針等の事項を定めるものとする。

### 1 優先利用団体推薦基準

スポーツセンターの優先利用団体について、推薦基準を以下のとおり定めることとし、(1)、(2)又は(3)に該当する団体で、(4)に掲げる①から④の書類を提出できる団体を優先利用団体に推薦する。提出書類に不備や虚偽等があった場合には、優先利用団体として使用を認めない場合もある。特に虚偽等あった場合は、その年から5年間優先団体として認めない。

(1) 阿倍野区民全体を対象とした体育行事を主催する団体であること

(2) 社会教育団体またはその他の団体であること

#### ① 社会教育団体等

阿倍野区地域振興会

阿倍野区体育厚生協会

阿倍野区スポーツ推進委員協議会

阿倍野区青少年指導員連絡協議会

阿倍野区青少年福祉委員連絡協議会

阿倍野区子ども会育成連合協議会

阿倍野区 PTA 協議会

#### ② その他の団体

阿倍野区内官公署およびこれに準ずる機関

社会教育団体に準ずる団体

(3) その他、運営協議会が特に必要と認めた団体

(4) 提出書類

①優先利用団体登録票

②誓約書

③規約又は会則

④会員名簿（名前・住所のみ）

登録団体の会員をすべて記入すること。※社会教育団体は不要

⑤前年度大会実績がわかる大会当日パンフレットや冊子又は案内など

(5) 提出時期及び推薦スケジュール

- 優先団体推薦申込み期間……………7月1日～7月24日  
前年度優先団体には、事前にお知らせを送付する。
- 優先団体推薦承認（不承認）通知……………8月下旬
- 優先団体へ新年度のスケジュール調整申請書等送付……………10月中旬
- 優先団体の優先利用日決定……………1月下旬

2 優先利用日

優先利用日について、次のとおり定めることとする。

(1) 優先利用日について

① 土日祝

I 第1体育場・第2体育場

1ヶ月に2日以内とする。日にちについては、運営協議会で定めることとする。

II 多目的室1・多目的室2・多目的室3

1ヶ月に2日以内とする。

② 平日（月～金）について ※祝日を除く

I 第1体育場・第2体育場

9時～12時、12時～15時、15時～18時の時間帯は、1団体1ヶ月2枠以内とし、18時～21時については利用率が高いことから優先利用時間帯から除外するものとする。

II 多目的室1・多目的室2・多目的室3

9時～12時、12時～15時、18時～21時の時間帯を1団体1ヶ月2枠以内とし、15時～18時の時間帯については1団体1ヶ月4枠以内とする。

③ 大会等開催日前日における準備について

土日祝に開催される大会等において、前日に準備を必要とする団体については、前日の18時～21時の枠を優先利用として使用することができる。

【優先利用枠（再掲）】

	土日祝	土日祝	平日	平日
場所	第1・第2体育場	多目的室	第1・第2体育場	多目的室
9時～12時	月2回	月2回	月2回	月2回
12時～15時	月2回	月2回	月2回	月2回
15時～18時	月2回	月2回	月2回	月4回
18時～21時	月2回	月2回		月2回

※ 土日祝に開催される大会等のみ前日18時～21時を準備として優先利用できる。

### 3 スケジュールの調整方針

#### (1) スケジュール調整について

① スケジュール調整の順位を定めることとする。優先順位は以下のとおり。

- I 大阪府・大阪市が主催・共催する体育行事
- II 阿倍野区が主催・共催する体育行事
- III 1-(2)-①の社会教育団体が主催する体育行事
- IV 阿倍野区体育厚生協会に加盟する団体が主催する体育行事
- V その他、優先利用団体が主催する体育行事

② 優先利用の制限について

土日祝に開催される大会等について、第1体育場及び第2体育場を使用する団体は、年間3回を超える優先利用はできない。ただし、阿倍野区を含む周辺区で開催するブロック大会等、幹事が持ち回りになる場合はこの限りではない。(ブロック大会であることがわかる要綱を添付し、申請する年度が幹事とわかるものを添付すること)

③ スケジュールの調整方法について

- I 大阪市経済戦略局からの事務連絡に基づき、優先団体へ「優先利用申請書」を送付
- II 提出のあった「優先利用申請書」を3-(1)-①の優先順位及び3-(1)-②の優先利用の制限に基づきスケジュール調整を行う
- III ※1 優先団体調整会議（抽選会）を開催し、優先団体同士で調整・抽選を行う
- IV スケジュール調整結果を区運営協議会にて承認する
- V 調整結果を経済戦略局へ提出する

※1 優先団体調整会議（抽選会）

希望日の重複、空白日の抽選、団体間との話し合い等を行う会議及び抽選会